

1. 社団法人滋賀県造林公社定款

(制 定) 昭和40年 4月 1日
(最終改正) 平成17年10月 7日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人滋賀県造林公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、滋賀県大津市松本一丁目2番1号に置く。

(目 的)

第3条 公社は、びわ湖周辺において造林、育林等、森林・林業に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立、及び民生の安定、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 分収造林事業及び分収育林事業
- (2) 分収造林制度及び分収育林制度の促進に関する事業
- (3) 森林・林業及び緑化に関する事業、調査等の受託
- (4) 森林・林業に関する普及、啓蒙の事業
- (5) その他公社の目的達成のために必要な事業

第2章 社 員

(社 員)

第5条 公社の社員たる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 滋賀県、公社造林が行われる市町村、滋賀県森林組合連合会及び公社の趣旨に賛同する公益法人
- (2) 公社の趣旨に賛同する淀川下流の公共団体等(以下「下流団体」という。)

(出 資)

第6条 社員は、出資口数1口以上を出資しなければならない。

- 2 出資1口の金額は、1万円とする。
- 3 社員は、出資の払込みについて、相殺をもって公社に対抗することができない。
- 4 社員の責任は、その出資額を限度とする。

(加 入)

第7条 公社の社員になろうとする者は、加入申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の加入申込書を受理したときは、理事会の承認を経なければならない。
- 3 理事長は、前項の承認があったときは、直ちに社員名簿に記載し、その旨を申込者に書面をもって、通知するものとする。
- 4 社員としての地位は、前項の社員名簿に記載した

ときに生ずる。

(届 出)

第8条 社員は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、この旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 社員たる資格を失ったとき。
- (2) 名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(退 社)

第9条 社員は、次の各号に掲げる理由により退社する。

- (1) 社員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 脱退
- (4) 除名

(除 名)

第10条 社員が公社の名誉をき損し、又はこの定款に反するような行為をしたときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- 2 前項の規定により除名しようとするときは、総会開催日前10日までにその社員に対し、総会において除名の議決を求める旨を、書面をもって通知するとともに、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 公社は、総会において除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、その社員に通知するものとする。

(出資金の払戻し)

第11条 社員が退社したときは、出資金の払戻しを請求することができる。ただし、退社の日から2年以内に請求がないときは払戻しをしない。

- 2 出資金は、前項の請求に基づき、公社は請求のあった日の属する年度の終わりにおいて、払戻すものとする。
- 3 除名によって社員が退社したときは、前項の規定にかかわらず総会の議決を経て、出資金の全部又は一部の払戻しをしないことがある。

第3章 役員等

(役員の数)

第12条 公社に次の役員を置く。

理事18人以内

監事3人以内

- 2 理事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、社員の代表者のうちから選任された者が、任期の途中において当該社員の代表者でなくなったときは、その後任者が、その職に当たるものとする。

- (1) 滋賀県知事
- (2) 滋賀県知事の指名する滋賀県職員 3人
- (3) 下流団体の社員のうちから選出された者 8人以内

- (4) 前3号を除く社員の代表者のうちから、総会において選任された者 5人
- (5) 理事長が総会の承認を経て委嘱する学識経験者 1人
- 3 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 4 理事長は、滋賀県知事とする。
- 5 副理事長は、理事が互選する。
- 6 専務理事は、理事長が理事のうちから任命する。
- 7 監事は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 滋賀県知事の指名する滋賀県職員 1人
 - (2) 総会で選任された者 2人以上
- 8 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

- 第13条 理事長は、公社を代表し社務を総理する。ただし、理事長である滋賀県知事が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為については、あらかじめ理事長が定めた副理事長が公社を代表する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、その命を受けて社務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順位により、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 3 専務理事は、理事長の命を受けて業務を処理し、理事長及び副理事長が事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 理事は、理事会の構成員として、公社の業務を審議決定する。
 - 5 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 毎年度1回以上、公社の財産及び業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 前号の監査の結果をとりまとめ、これに意見を付して、総会及び理事会に報告すること。
 - (3) 財産及び業務の執行について、不正な事実があると認めるときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は、3年とする。
- 2 補欠又は増員により就任したものの任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、その任期の満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

- 第15条 公社に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長が理事会の承認を経て委嘱する。
 - 3 顧問は、公社の重要な事項に関し意見を述べる。

(職員)

- 第15条の2 公社の事務を処理するため、必要な職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 会議

(総会及び理事会)

- 第16条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
 - 3 通常総会は、年1回以上開くものとする。

- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開くものとする。
 - (1) 理事会において必要と認めるとき。
 - (2) 社員の3分の1以上の者から、会議の目的たる事項及び招集の理由を付して、理事長に請求があったとき。
 - (3) 第13条第5項第3号の規定により監事が必要と認めるとき。

(総会の招集)

- 第17条 総会は、第13条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 総会の招集は、総会の開催前5日までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を通知して行うものとする。

(総会の議決事項)

- 第18条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 業務方法書の設定及び変更
 - (3) 毎年度の事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算
 - (4) 社員の除名及び第11条第3項の規定による出資金払戻しの範囲
 - (5) 第12条第2項第4号及び第7項第3号の規定により選任する役員を選任及び解任並びに第12条第2項第5号の規定による役員委嘱の承認
 - (6) 基本財産の管理及び処分
 - (7) 剰余金の利用及び処分
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 解散
 - (10) その他重要な事項で、理事会が必要と認める事項

(議決権数)

- 第19条 総会における議決権数は、社員各1箇とする。ただし、滋賀県の議決権数は、滋賀県以外の社員の有する議決権数の3分の1(1箇未満の端数は、四捨五入する。)とする。

(議決権の行使)

- 第20条 社員は、代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により、議決権を行使した社員は、出席したものとみなす。
 - 3 代理人は、代理権を証する書面を表決前に理事長に提出しなければならない。
 - 4 滋賀県の議決権は、これを分割して行使することはできない。

(総会の議長)

- 第21条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 議長は、その有する議決権を行使することを妨げない。

(総会の成立及び議決の要件)

- 第22条 総会は、この定款に特別の定めがあるもののほか、総議決権数の2分の1以上の社員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 総会の議事は、出席した社員の議決権数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 定款の変更、社員の除名、役員解任、基本財産の処分、又は担保に供すること、残余財産の処分及び解散については、社員総数の6分の5以上の社員が出席し、出席した社員の有する議決権数の7分の6以上の同意を得なければならない。

(議事録の作成)

- 第23条 議長は、総会の議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長及び議長が指名する社員2人以上がこれに記名押印し、これを保存するものとする。
- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 社員の総数及びその議決権数
 - (3) 出席した社員及びその議決権数
 - (4) 議事事項
 - (5) 議事の経過の概要およびその結果

(理事会の招集)

- 第24条 理事会は、次の各号に掲げる場合に理事長が招集する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的及び理由を示して、請求があったとき。

(理事会の議決事項)

- 第25条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
- (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会で委任された事項
 - (3) 社務の運営に関する事項
 - (4) この定款及び業務方法書に定める事項
 - (5) その他理事長が必要と認めた事項

(理事会の運営)

- 第26条 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することはできない。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
 - 3 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 第20条第1項から第3項までの規定は、理事会において準用する。
 - 5 監事は、職務上必要があるときは、理事会に出席して発言することができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、理事会の運営について必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 資産、会計、事業計画等

(資産)

- 第27条 会社の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 出資金
 - (2) 事業に伴い取得した財産
 - (3) 資産から生ずる果実
 - (4) 寄附金
 - (5) その他の収入

(財産の種類)

- 第28条 会社は、第27条に掲げる資産のうち、総会の議決を経たものをもって基本財産とする。
- 2 基本財産以外の資産は、普通財産とする。

(基本財産の運用)

- 第29条 基本財産は、総会の議決を経なければ、これを利用し、又は処分することができない。

(資産の管理)

- 第30条 会社の資産は、理事長が管理し、管理の方法は、理事会の定めるところによる。
- 2 基本財産のうち現金は、総会で承認を得た金融機関に預け入れて、保管しなければならない。

(資金の借入れ)

- 第31条 会社は、事業を行うために必要な資金の借入れをすることができる。
- 2 借入金は、事業借入金及び運用借入金とする。
 - 3 事業借入金は、事業の実行に必要な経費を支弁するため借入れるものとする。
 - 4 運用借入金は、事業の円滑な遂行に必要な資金として借入れるものとする。

(経費の支弁)

- 第32条 会社の経費は、普通財産及び借入金をもって支弁する。

(寄附)

- 第33条 会社は、現金又は現物で寄附を受けることができる。

(会計年度)

- 第34条 会社の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 会社の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に総会の議決を経て、主務官庁に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該年度開始前に総会を開催することができない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合において、理事長は、次の総会において報告し、その議決を求めなければならない。
- 2 前項ただし書の場合にあっては、理事長は、前年度の予算に準じ収入支出をするものとし、当該収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
 - 3 第1項の規定は、事業計画又は予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎年度当該年度開始前に」とあるのは「速やかに」と、同項ただし書中「当該年度開始前に総会」とあるのは「総会」と読み替えるものとする。

(事業報告及び収支決算)

- 第35条の2 会社の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、当該会計年度終了後3月以内に主務官庁に提出しなければならない。

第6章 雑則

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、総会の議決を経て、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(剰余金の利用及び処分)
 第37条 公社は、事業の経営によって生じた剰余金(次期繰越収支差額及び次期繰越増減差額という。)は、総会の議決を経て、次の各号に掲げるものに充当することができる。

- (1) 事業の経営を継続するために必要な事業資金及び公社の経営に必要な資金
 - (2) 公社の基本財産として必要な積立金
 - (3) その他公社の目的達成のため必要な事業に要する経費
- 2 前項第3号の善用は、寄付金として支出することができる。

(残余財産の処分)
 第38条 公社が解散する場合において、残余財産があるときは、総会の議決を経たうえ、主務官庁の承認を受け、その財産を処分するものとする。

(委任)
 第39条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、公社の運営に関し、必要な事項は理事長が理事会の承認を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、設立許可の日から施行する。
- 2 設立当初の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和41年6月30日までとする。
- 3 設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第14条の規定にかかわらず、昭和41年度通常総会の日までとする。

理事 谷口久次郎
 同 奥村悦造
 同 野崎欣一郎
 同 初田健二

同 藤本 彪三
 同 坂口 弘
 同 桐畑辰次郎
 同 井花伊佐夫
 同 堀江 喜一
 監事 五月 女轟
 同 集治政太郎
 同 樋口 恒男

附 則 (昭和42年3月27日)
 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和45年9月8日)
 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (昭和57年9月4日)
 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成元年11月28日)
 この定款は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則 (平成4年10月15日)
 この定款は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附 則 (平成8年7月1日)
 1 この定款は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

2 この定款の施行の日の属する会計年度は、改正後の第34条の規定にかかわらず平成8年7月1日から平成9年3月31日までとする。

附 則 (平成17年10月7日)
 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

役員名簿 (平成21年4月13日現在)

役職名	氏 名	
理 事 長	嘉 田 由紀子	滋賀県知事
副理事長	泉 峰 一	米原市長
"	押 谷 正	滋賀県琵琶湖環境部技監
理 事	川 口 逸 司	滋賀県総務部長
"	西 嶋 栄 治	滋賀県琵琶湖環境部長
"	竹 山 修 身	大阪府政策企画部長
"	中 塚 則 男	兵庫県政策参事
"	山 中 敦	阪神水道企業団企業長
"	中 嶋 武 嗣	甲賀市長
"	西 澤 久 夫	東近江市長
"	川 島 信 也	長浜市長
"	西 川 喜代治	高島市長
監 事	古 川 源二郎	滋賀県会計管理者(兼)会計管理局長
"	久 保 久 良	多賀町長

2. 財団法人びわ湖造林公社寄附行為

(制 定) 昭和49年 3月18日
(最終改正) 平成14年 3月28日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人びわ湖造林公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県大津市松本一丁目2番1号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、滋賀県において造林、育林等、森林、林業に関する事業、林業労働力の確保及び育成に関する事業、その他緑化に関する事業を行うことにより、びわ湖の水資源のかん養、県土の保全、森林資源の培養並びに緑豊かな環境の形成等、緑資源のもつ多面的な機能を総合的、かつ高度に発揮させ、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 分収造林及び分収育林事業
- (2) 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- (3) 農山村における森林の総合利用のための事業
- (4) 林業労働力の確保及び育成に関する事業
- (5) 森林、林業及び緑化に関する事業並びにこれらに関する調査等の受託
- (6) 県が委託する公の施設の管理及び運営に関する事業
- (7) 自然環境の保全及び緑化の推進事業
- (8) 森林、林業に関する普及、啓発の事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計、事業計画等

(資産の毒善成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴い取得した財産
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の業務の運営上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、滋賀県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎年度当該年度開始前に理事会の議決を経、滋賀県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、事業計画又は収支予算の変更について準用する。この場合において、同項中「毎年度当該年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業実績報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後3月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、滋賀県知事の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 毎会計年度末に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に編入し、又は次会計年度に繰越しするものとする。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人
 - (3) 専務理事 1人
 - (4) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 10人以上15人以内
 - (5) 評議員 10人以上15人以内
 - (6) 監事 2人
- 2 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、登記完了の日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。
 - 3 監事に異動があったときは、異動があった日から2週間以内に、その旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

(選任)

- 第16条 理事及び監事にあっては評議員会が、評議員にあっては理事会がこれを選任する。
- 2 理事は、互選により理事長、副理事長及び専務理事を定める。
 - 3 理事、評議員及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

- 第17条 理事長は、この法人を代表して、社務を統轄する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の業務を議決し、社務の執行を決定する。
 - 5 評議員は、評議員会を構成し、この寄付行為に定める職務を行う。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) この法人の財産と帳簿を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会もしくは評議員会又は滋賀県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。
 - (5) 理事会又は評議員会に出席し、意見を述べること。

(任期)

- 第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決によりこ

れを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会及び評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項の規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、理事会及び評議員会の2種とする。

(構成)

- 第22条 理事会は理事をもって、評議員会は評議員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。
- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて必要な事項について審議し、及び助言するとともに、必要に応じこの法人の重要な事項に関し、理事長に建議することができる。
 - 3 理事会において次に掲げる事項を議決する場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 基本財産の処分に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算の承認に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (4) 寄付行為の変更に関すること。
 - (5) 解散及び残余財産の処分に関すること。

(開催)

- 第24条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。
- 2 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

- 第25条 会議は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第1項第2号もしくは第3号または同条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会又は評議員会を開催しなければならない。
 - 3 会議を招集するときは、理事又は評議員に対し、会

議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、急施を要する事項が生じたときは、この限りではない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 会議は、理事会にあっては理事の3分の2以上、評議員会にあっては評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 会議の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。この場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席することのできない理事又は評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事又は評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事又は評議員の現在数
 - (3) 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記するものとする)。
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した理事又は評議員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 事務局

(設置等)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第32条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員の名簿
- (3) 事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びに財産目録

- (4) 事業計画書及び収支予算書
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (7) 資産及び負債に関する台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 役員の履歴書並びに、その他の職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、滋賀県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、滋賀県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、第4条各号に定める事業を行う費用として滋賀県に寄付する。

第7章 雑則

(委任)

第35条 この寄付行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

1 この寄付行為は、主務官庁の設立の許可のあった日から施行する。

(会計年度の特例)

2 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この寄付行為施行の日から昭和49年6月30日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第19条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の役員)

4 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、この寄付行為施行の日から昭和49年6月30日までとする。

附則(昭和58年12月2日)

この寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則(平成元年11月28日)

この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附則(平成4年8月3日)

この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

附則(平成8年7月1日)

1 この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

2 この寄付行為の施行の日の属する会計年度は、改正後の第13条の規定にかかわらず平成8年7月1日から平成9年3月31日までとする。

附 則（平成8年9月30日）
この寄付行為は、主務官庁の認可の到達のあった日から施行する。

- 附 則（平成10年7月1日）
- この寄付行為は、滋賀県知事の認可のあった日から施行する。
 - 改正後の当初の評議員は、改正後の第16条第1項

の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとする。

附 則（平成14年3月28日）
この寄付行為は、滋賀県知事の認可のあった日から施行する。

役員名簿（平成21年4月1日現在）

理事・監事

役職名	氏名	
理事長	田口 宇一郎	滋賀県副知事
副理事長	押谷 正	滋賀県琵琶湖環境部技監
理事	川口 逸司	滋賀県総務部長
"	中嶋 武嗣	甲賀市長
"	久保 久良	多賀町長
"	二矢 秀雄	余呉町長
"	西川 喜代治	高島市長
"	松山 正己	滋賀県森林組合連合会代表理事会長
"	野瀬 宇一郎	滋賀県木材協会
"	川村 誠	京都大学大学院准教授
"	大住 克博	森林総合研究所関西支所主任研究官
監事	古川 源二郎	滋賀県会計管理者(兼)会計管理局長
"	清水 眞喜子	滋賀銀行営業統轄部推進役

評議員

役職名	氏名	
評議員	吉田 正子	滋賀県琵琶湖環境部次長
"	末田 雄士	滋賀県琵琶湖環境部技監
"	中瀬 忠男	滋賀県琵琶湖環境部森林保全課長
"	泉 峰一	米原市長
"	岩根 博之	木之本町長
"	熊谷 定義	西浅井町長
"	柴 寄久子	淡海森林クラブ副会長
"	浦田 和栄	滋賀県林業研究グループ女性部長
"	間宮 甚三郎	滋賀みどりの会代表世話人
"	石川 知明	三重大学大学院教授
"	高橋 卓也	滋賀県立大学准教授
"	森地 寛	学識経験者

3. 分収林特別措置法

(公 布)昭和 33 年 4 月 15 日法律第 57 号
(最終改正)平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号

(目 的)

第 1 条 この法律は、分収方式による造林及び育林を促進し、もつて林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この法律で「分収造林契約」とは、一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者(以下「造林地所有者」という。)、造林地所有者以外の者でその土地について造林を行うもの(以下「造林者」という。)並びに造林地所有者及び造林者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの(以下「造林費負担者」という。)の三者又は造林地所有者、造林者及び造林費負担者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約(国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第 9 条の契約を除く。)で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。

- 一 造林地所有者を当事者とする契約においては、造林地所有者は、造林者のためにその土地につきこれを造林の目的に使用する権利を設定する義務(造林者を契約当事者とし不在の場合にあつては、自らその土地に一定の樹木を植栽し、並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理を行う義務)を負うこと。
 - 二 造林者を当事者とする契約においては、造林者は、その土地に一定の樹木を植栽し、並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理を行う義務(造林地所有者を契約当事者とせず、かつ、造林者がその土地につきこれを造林の目的に使用する権利を有しない場合にあつては、造林地所有者から当該権利の設定を受けてこれらの行為を行う義務)を負うこと。
 - 三 造林費負担者を当事者とする契約においては、造林費負担者は、造林者(造林者を契約当事者とし不在の場合にあつては、造林地所有者)に対し、前二号の樹木の植栽、保育及び管理に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこと。
 - 四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る造林による収益を分収すること。
 - 五 第一号又は第二号の契約事項の実施により植栽された樹木は、各契約当事者の共有とすること。
 - 六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第四号の一定の割合と等しいものとする。
- 2 この法律で「分収育林契約」とは、一定の土地に植栽された樹木(当該契約の締結時における樹齢が地域ごと及び樹種ごとに農林水産省令で定める樹齢を超えるものを除く。)についての保育及び管理(以下「育林」という。)に関し、その土地の所有者(以下「育林地所有者」という。)、育林地所有者以外の者でその樹木について育林を行うもの(以下「育林者」という。)並びに育林地所有者及び育林者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの(以下「育林費負担者」という。)の三者又は育林地所有者、育林者及び育林費負担者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約(当事者のうちのいずれかが当該樹木の所有者であるもの(国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二の契約を除く。))に限る。)で、その契約

条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。

- 一 育林地所有者を当事者とする契約においては、育林地所有者は、育林者のためにその土地につきこれを育林の目的に使用する権利を設定する義務(育林者を契約当事者とし不在の場合にあつては、自らその育林を行う義務)を負うこと。
 - 二 育林者を当事者とする契約においては、育林者は、育林を行う義務(育林地所有者を契約当事者とせず、かつ、育林者がその土地につきこれを育林の目的に使用する権利を有しない場合にあつては、育林地所有者から当該権利の設定を受けてその育林を行う義務)を負うこと。
 - 三 造林費負担者を当事者とする契約においては、造林費負担者は、育林者(育林者を契約当事者とし不在の場合にあつては、育林地所有者)に対し、育林に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこと。
 - 四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る育林による収益を分収すること。
 - 五 契約の締結の際、当該樹木を所有している契約当事者は当該樹木を各契約当事者の共有とし、他の契約当事者は当該樹木の持分の対価を支払う義務を負うこと。
 - 六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第四号の一定の割合と等しいものとする。
- 3 この法律で「分収林契約」とは、分収造林契約、分収育林契約その他次の各号のいずれかに該当する契約で、その契約条項中において、各契約当事者が一定の割合により当該契約に係る造林又は育林による収益を分収することを約定しているものをいう。
- 一 一定の土地についての造林に関し、造林地所有者、造林者及び造林費負担者の三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約(国有林野の管理経営に関する法律第九条の契約を除く。)
 - 二 一定の土地に植栽された前項に規定する樹木についての育林に関し、育林地所有者、育林者及び育林費負担者の三者又はこれらの者のうちのいずれか二者が当事者となつて締結する契約(国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二の契約を除く。)
- 4 この法律で「募集」とは、分収林契約の当事者とならうとする者が、不特定かつ多数の者に対し、当該分収林契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための分収林契約の締結の申込みを勧誘することをいう。
- 5 この法律で「途中募集」とは、分収林契約の当事者が、不特定かつ多数の者に対し、当該分収林契約の造林費負担者又は育林費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための申込みを勧誘することをいう。

(契約の締結のあつせん)

第 3 条 都道府県知事は、分収林契約の当事者とならうとする者から分収林契約の締結についてのあつせんの申出があつた場合において、これを相当と認めるときは、適正な分収林契約が締結されるようにあつせんに努めるものとする。

(民法の特例)

第4条 分収造林契約又は分収育林契約に係る共有樹木については、民法(明治29年法律第89号)第256条第1項(共有物の分割請求)の規定は、適用しない。

(分収林契約に係る募集又は途中募集の届出)

第5条 分収林契約に係る募集又は途中募集をする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の二月前までに、次に掲げる事項を当該分収林契約に係る土地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 募集又は途中募集の別及び分収造林契約、分収育林契約又はその他の分収林契約の別
- 三 募集又は途中募集に係る申込みの期間
- 四 当該分収林契約に係る土地の所在及び面積並びに樹木の樹種別及び樹齢別の本数
- 五 前号の土地の全部又は一部が法令によりその立木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容
- 六 当該分収林契約の存続期間
- 七 造林又は育林の内容、時期及び方法並びに造林又は育林を行う者の氏名又は名称及び住所
- 八 各契約当事者が負担する造林又は育林に要する費用の範囲並びに募集又は途中募集に係る造林費負担者又は育林費負担者が負担すべき費用の額及び支払方法
- 九 当該分収林契約に係る樹木について持分の対価の支払を約定する契約にあつては、募集又は途中募集に係る造林費負担者又は育林費負担者が支払うべき持分の対価の額
- 十 造林又は育林による収益の分収の割合
- 十一 当該分収林契約に係る樹木の伐採又は販売の時期及び方法
- 十二 当該分収林契約に係る樹木の滅失その他の損害をてん補する措置に関する事項
- 十三 当該分収林契約の変更又は解除に関する事項
- 十四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者が当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間に於いて当該届出に係る事項を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(変更勧告)

第6条 都道府県知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項からみて、適正な造林若しくは育林が行われないおそれがあると認めるとき、又は造林費負担者若しくは育林費負担者の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項を変更すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がこれに従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(届出事項の遵守)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る分収林契約に係る造林又は育林を行う者は、当該届出に係る事項(同条第2項の規定による届出に係る変更又は前条第1項の

規定による勧告に従つた変更があつたときは、当該変更後の事項。次項において同じ。)に従つて造林又は育林を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項の規定に従っていないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項に従つて造林又は育林を行うべき旨を勧告することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(報告徴収)

第8条 都道府県知事は、第5条第1項の規定による届出をした者又は前条第1項に規定する者に対し、前3条の規定の施行に必要な限度において、当該募集若しくは途中募集の実施状況、当該募集若しくは途中募集に係る分収林契約の内容又は当該分収林契約に係る造林若しくは育林の実施状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第9条 第5条から前条までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。

- 一 地方公共団体
- 二 森林整備法人(造林又は育林の事業及び分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする民法第34条の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の過半を拠出しているものをいう。次号において同じ。)
- 三 地方公共団体又は森林整備法人の媒介により分収林契約(その契約条項中において当該地方公共団体又は当該森林整備法人が契約当事者としてその契約に係る造林又は育林の全部を行う義務を負うことを約定しているものに限る。)に係る募集又は途中募集をする者

(罰則)

第10条 第5条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、同日以後に締結される分収造林契約に係る共有樹木について適用する。

附 則(昭和36年5月19日法律第88号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年5月4日法律第29号) 抄

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(分収造林特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の分収林特別措置法(以下「新分収林特別措置法」という。)第4条の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新分収林特別措置法第2条第2項に規定する分収育林契約に係る共有樹木については、適用しない。

2 新分収林特別措置法第5条から第8条まで及び第10条の規定は、新分収林特別措置法第2条第3項に規定する分収林契約に係る同条第4項又は第5項に規定する募集又は途中募集で、この法律の施行後二月以内に当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日が到来

するものについては、適用しない。

第4条 新分収林特別措置法の規定は、旧公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）に基づき締結された契約については、適用しない。

附 則（昭和59年5月8日法律第27号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成10年10月19日法律第135号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月2日法律第50号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成18年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第62号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成13年法律第49号）第157条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第334条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第457条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第157条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第62号に掲げる罪とみなす。

4. 公社の造林事業について

(1) 分収造林契約地の植林前の状況



滋賀県公社営林地(旧伊吹町弥高(現米原市))
(20~25生の広葉樹など。昭和40年頃)



滋賀県公社営林地(余呉町中河内)
(熊笹の群生。昭和40年頃)

びわ湖公社営林地(旧朽木村平良(現高島市))
(20~30年生の広葉樹など。平成元年)



びわ湖公社営林地(旧永源寺町君ヶ畑(現東近江市))
(20~30年生の広葉樹。一部ブナあり。昭和58年)



びわ湖公社営林地(大津市葛川坂下町畦地谷)
(一部シイタケ原木伐採跡地。平成元年)



(2) 植 林

地拵え(じごしらえ)

苗木を人工植栽するのに先立って、造林予定地に苗木を植え付けやすくするための準備を行う。



(余呉町中河内。昭和40年8月)

新植(しんしょく)

1haあたり約2,500本を植栽する。(南部地域は積雪が少ないため3,000本を植栽する。)



(西浅井町大浦。昭和40年)



植栽したスギ



昭和45年から始まった苗木の空輸。

(3) 補 植 ・ 改 植

補植(ほしょく)

植栽した苗木の一部が根付かず枯損した場合に、それを補充するために翌年に植栽する。

改植(かいしょく)

植栽し、ある程度生育した樹木が、災害等で枯損した場合に植栽をやり直す。

(4) 保 育

下刈り(したがり)

植林した樹木の生育を妨げる雑草などを刈り取る。植林後数年間、毎年6～8月に1回ないし2回行う。



つる切り(つるきり)

植栽した木に巻き付くなどにより生育に支障を及ぼすつる植物を取り除く。

根踏み(ねふみ)

越冬により根元がゆるんだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固める。

木起こし(きおこし) (雪起こしともいう。)

積雪により倒れた樹木の根元曲がりを軽減し、成長を促進するため、引き起こし、縄や棒などで固定する。



除伐(じよばつ)

植栽した樹木の生育を妨げる他種類の樹木を伐り払う。下刈り終了後、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間2回程度行う。

間伐(かんばつ)

同じ樹種の間競争をやわらげ、生産目標にあうように立木の密度を調整し、残存木の成長を促進し形質を向上させるため、一部の植栽木を抜き伐りする。

なお、間伐により生産された木材を間伐材という。



間伐前 | 間伐後



近年は高性能林業機械(スイングヤーダー等)により搬出。

枝打ち(えだうち)

節のない価値の高い材木(無節材)を生産するため、また、林内に光が入りやすくし、下草木の生育により土壌を保全するため、不要な枝を伐り落とす。



施肥(せひ)

生育がよくない植栽した樹木に肥料を施す。

病虫害獣防除(びょうがいちゅうじゅうぼうじょ)

樹木に被害を与える病虫害や動物から樹木を守るため、幼齢木にネットをかぶせ(シカやウサギによる食害対策)、また幹にビニールテープを巻く(クマやシカによる皮剥ぎ対策)などを行う。



(5) 施設整備

作業道の開設

両公社では、作業道を3つに区分している。

- ・ 歩道 幅員 0.6m
- ・ 作業道 幅員 1.8m ~ 2.0m
- ・ 作業道 幅員 2.5m ~ 3.0m



労務宿舎の設置 (作業小屋ともいう。)

(昭和40年頃に設置された労務宿舎)



(6) その他

境界保全(きょうかいほぜん)

分収契約地の境界を明らかにするため、関係の土地所有者が立ち会い境界を決定してもらった上で、境界線に杭打ちを行い、測量をし、成果図を作成する。



5. 水源かん養機能について

主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させる。そのため、洪水を緩和すると共に河川の流況を安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように、森林の存在が川の流量や水質を人類社会にとって都合がよいように変えてくれるはたらきを森林の水源かん養機能という。

洪水緩和機能

- ・ 森林が洪水流出ハイドログラフのピーク流量を減少させ、ピーク流量発生までの時間を遅らせ、さらには減水部を緩やかにする機能
- ・ おもに雨水が森林土壌中に浸透し、地中流となって流出することによって発現
- ・ すなわち、森林がない場合に比べ、山地斜面に降った雨が河川に流出するまでの時間を遅らせる作用
- ・ しかしながら、大規模な洪水では、洪水がピークに達する前に流域が流出に関して飽和に近い状態になるので、このような場合、ピーク流量の低減効果は大きくは期待できない。

水資源貯留機能

- ・ 上述の機能を水利利用の観点から評価したもの
- ・ 無降雨日に河川流量が比較的多く確保される機能、言い換えれば、森林があることによって安定な河川流量が得られる機能
- ・ 一般にわが国の河川は急流であり、貯水ダムの容量も小さい。このため、洪水流量の大部分は短時間で海まで流出する。そこで、森林が流出を遅らせることは、無効流量を減少させ、利用可能な水量を増加させることを意味し、水資源確保上有利となる。
- ・ 以上の機能は森林流域からの流出と森林を消失した荒廃流域(代替流域として都市化流域が用いられる)からの流出を比較したとき明瞭に示され、森林を「緑のダム」と称する根拠となっている。
- ・ しかし、流況曲線上の湧水流量に近い流況では(すなわち、無降雨が長く続くと)、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかなりの水を消費するからである。

水質浄化機能

- ・ 森林を通過する雨水の水質が改善され、あるいは清澄なまま維持される機能
- ・ これらは、森林土壌層での汚濁物質濾過、土壌の緩衝作用、土壌鉱物の化学的風化、飽和帯での脱窒作用、さらにはA0層(落葉落枝及びその腐植層)や林床植生の表面侵食防止効果等によって達成される。

森林の水源かん養機能の仕組みは、森林のはたらきを森林土壌のはたらきと樹冠部のはたらきに分離してみると理解しやすい。

また、降雨が河川に流出するまでには地形条件や地質条件の影響を受ける。それらを森林作用と誤解しないように注意する必要がある。

さらに、森林は水を生み出すわけではないこと、湧水流量が減少する場合もあること、しかしながら、水資源確保上有利であること等、一見矛盾する事実を含めて、森林の水源かん養機能を正しく理解することが必要である。

結局、私たちが知っている森林の水源かん養機能は、降水量が多く、急流河川の多い日本の自然条件下でのみ成り立つ部分もある。

日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価」(平成13年11月)より事務局作成

水源かん養機能の大部分は、森林を構成している樹木の働きでなく、森林土壌の働き。森林の樹木自身は水を蓄えて流出量を調節する働きはもっていない。

しみこみやすさに大きな影響を及ぼすのが土壌表面にある堆積有機物層のA0層。

森林土壌は、人間の手がほとんど加わっていない自然物。気候、生物、地形、地質という自然条件の総合作用で長い年月をかけてできた自然物。

降水量の地域差で生成される土壌の種類が違うことはない。一方、気候の違い、それを反映した植生の違い、生成される土壌の違いが見られる。

人工林になったから土壌が変わることはない。人工林の下には、その場所の気候帯に対応した天然林と同じ土壌が分布している。

森林土壌のさまざまな機能を維持し向上させるためには、A0層を含めた最表層の土壌をできるだけ保全するような森林管理をする必要がある。

有光一登「森をささえる土壌の世界」全国林業改良普及協会、2006より事務局作成